5　民生委員等地域住民・知人などからの相談

確認	チェック事項
□	本人の状況は詳細に把握されているか 1
□	本人にキーパーソンとなる親族はいるか 2
□	本人はスムーズに支援を受け入れるか 3
□	高齢者虐待・障害者虐待の疑いはないか 4

本人が暮らす地域の民生委員や近隣住民から、高齢者や障害者の独り暮らしを心配して相談が寄せられることがあります。また、同居の親族がいても、その親族もまた高齢であったり、あるいは、知的や精神の障害があったりして、本人に適切な介護がなされていないといった相談もあります。

長年付き合いのある知人などからは、金銭管理を手伝うなどこれまで何かと支援をしてきたが、自らも高齢になり今後の支援を続けられなくなったであるとか、本人に認知症の症状が出始めて、自らが物盗られ妄想の対象となって支援ができなくなった、といった相談が寄せられることがあります。

ところで、これら相談者は親族ではないため、本人の親族関係など本人の状況を詳しく知るわけではありません。また、介護・福祉サービス等の契約をする、成年後見制度を利用するなどの実際の支援の場面において、親族のような役割を果たすこともできません。

そこで、これら相談者から相談を受ける際には、次の点に注意を要します。

ポイント

1　本人の状況は詳細に把握されているか

(1)　本人が抱える問題は目に見えるものだけではない

本人が抱える問題は、金銭管理ができない・介護サービスが利用できていないといった目に見える表面的な問題に限られるわけではありません。本人をよく知る親族がいない場合、本人の親族関係や財産状況、親族間に生じている問題など、地域住民や知人では知り得ない情報も少なくはありません。また、既に介護サービスを利用していて、ヘルパー等が家の中の生活を把握している状態でなければ、本人の日常の生活の様子やそこで生じている問題を十分に把握できているわけではありません。

本人の抱える問題を詳細に把握できなければ、介護サービスを利用するにせよ、成年後見制度や他の福祉サービスを利用するにせよ、適切な支援につながりにくいものです。殊に成年後見制度の利用にあっては、親族の支援が期待できないとなれば、専門職等の第三者の後見人等が選任されることになります。本人に必要な支援が見守りや介護・福祉サービスの利用を中心としたものなのか、あるいは、それだけではなく、相続の問題や悪質商法の被害からの救済といった法的な支援を必要とするのかで、誰が（どの専門職が）後見人等としてふさわしいのかが違ってくることになります。

(2)　本人の状況を詳細に把握するためには

本人の状況を詳細に把握するためには、相談者や本人から事情を聴き取るだけでなく、親族や地域住民、介護・福祉サービスの関係者など本人を現に取り巻く関係者からの情報収集が必要となります。

関係者からの情報があまり得られない場合、本人が暮らす地域の地域包括支援センターや障害者に関する支援センターに相談を持ち込

み、センターの協力の中から情報を得ていくことも必要になります。

これらセンターに相談を持ち込むということは、成年後見制度を利用するか否かの前に、介護や福祉サービスを利用することを検討して、実際の利用に結びつけたり、また、サービスの利用には至らなくても、センターを中心とした地域の見守りが開始できたりということにつながっていくので、本人を早期に支援につなぐ上で大変重要な意味を持ちます。

2　本人にキーパーソンとなる親族はいるか

(1)　後見等開始の申立てには親族の協力が必要である

地域住民や知人は、介護・福祉サービスの利用や成年後見制度の利用など具体的な支援の場面において、親族のような役割を果たすことはできません。特に成年後見制度の利用においては、後見等開始の申立人は一定の範囲の親族に限定されていますので、申立人となってもらえる親族がいるかいないかで、その後速やかに申立てにつながるか否かが違ってきます。

そのため、相談を受けた初めの段階で、その後キーとなる親族の有無を確認しなければなりません。そして、その親族の今後の関わり方次第によっては、成年後見制度の利用を見送ることも選択肢としてあり得るでしょう。

(2)　キーパーソンとなる親族が見つからない場合には

キーパーソンとなる親族が見つからず、本人自身による後見等開始の申立ても困難であるケースでは、地域包括支援センターや障害者に関する支援センターを通じて、市町村の権利擁護の担当部署につなぐことが必要です。

市町村の担当部署の権限で親族の調査がなされた結果、親族の協力が得られれば、その後親族による支援や後見等開始の申立ても可能に

なります。もし、親族の協力が得られなければ、市町村長による後見等開始の申立てを検討してもらうことになるでしょう。

身近に親族が見当たらないからといって、安易に本人申立てを行っているようなケースも見受けられますが、後に親族が現れてトラブルになる危険があります。市町村長による申立てには時間がかかる、市町村自体が申立てに消極的であるなどの理由で、本人の申立てに必要な意思能力がかなり厳しい状態であっても本人による申立てを行っているケースもありますが、後のトラブルを避けるためには、少なくともセンター等の行政機関の関与を受けていることを前提として、申立てを進めることが大切ではないでしょうか。

参照 ➡ 第1編　第1章　3 3 (2)

3　本人はスムーズに支援を受け入れるか

(1)　本人が支援を受け入れる工夫が必要である

地域住民や知人から相談が寄せられるケースでは、本人が性格的にあるいは被害妄想などから他者の介入を強く拒む場合があります。本人は周囲の心配とは裏腹に、支援の必要性を認識してはいません。もし、本人の判断能力の程度が保佐や補助レベルであるとしたら、本人から保佐人や補助人に対して預貯金の管理など必要な権限が与えられることは期待できませんので、成年後見制度を利用してもあまり効を奏しません。

このようなケースでは、本人が支援を受け入れる工夫が必要になります。本人が支援の必要性を認識できる環境づくりや、まずは訪問介護の導入などで他者が介入することへの抵抗をなくしていくことは一つの方法です。また、成年後見制度の利用にあっては、例えば本人の受け入れる範囲の代理権からスタートし、信頼を得ながらその権限を拡張していったり、本人の信頼する親族と複数で専門職が後見人等となったりするなど、本人の受け入れやすい形を検討することも必要で

あり、工夫を尽くして支援につなぐことが大切です。

(2)　それでも本人が支援を受け入れないときは

どんなに工夫をしても本人が支援を受け入れない場合があります。そんなときは無理をせず、本人が受け入れる時機を待つか、本人の判断能力の低下を待つことも必要かもしれません。ただし、その間に本人が重大な事件に巻き込まれたりしないように、関係者で見守る必要があります。そのためにも地域包括支援センターや障害者に関する支援センターを中心とした地域での見守りが重要な意味を持ちます。

そして、本人が支援を受け入れる、あるいは、判断能力の低下により支援に対する拒否が薄れるといった状況がみられたときには、速やかに支援につなぐことが必要です。

つまり、成年後見制度の利用など直接的な介入には、タイミングを見計らい、そして、そのタイミングを見逃さないことが大切です。

参照 ➡ 第2編　ケース3

4　高齢者虐待・障害者虐待の疑いはないか

(1)　虐待は疑いの段階から担当の機関に相談を

相談内容から、家族等同居者からの身体的虐待や介護放棄、財産の搾取などの経済的虐待といった何らかの虐待が疑われる場合には、高齢者虐待防止法・障害者虐待防止法にのっとり、適切な機関に相談をつながなければなりません。相談者自身が虐待であるとはっきり認識して相談を寄せることは少ないと思われますので、相談を受けた専門家が、まずはしっかりと虐待の認識を持つことが大切です。

家族や家庭の中で起こる虐待は、その閉鎖性ゆえに周囲に気付かれにくいばかりか、虐待を受けている高齢者や障害者に虐待を受けているという自覚がない場合もあります。そのため、虐待の事実の確認は難しく、かつ、慎重を要するとともに、生命財産に大きな危険が及ぶと予想される場合には早急な手立てが必要となります。また、虐待は

同居家族等養護者の抱える問題に起因することも多く、そのようなケースにおいては、虐待の主体である同居家族等養護者の抱える問題を解決しなければ、相談の対象である本人の問題を本質的に解決することはできません。

つまり、虐待のあるケースは、本人に対する支援の検討と並行して、同居家族等養護者の支援を検討する必要があります。そのため、虐待の疑いのあるケースの相談を受けた場合には、個人で問題を解決しようとすることは避けなければなりません。まずは、適切な相談窓口(市町村に設けられた高齢者や障害者に関する虐待対応窓口)につなぐこと、そして、そこで検討された支援方針に従い、虐待ケースの対応主体である市町村を中心とした連携体制の中で、本人に対する後見等の申立てなど支援を進めていくことが大切になってきます。

参照 ➡ 第１編　第１章　３4及び図「養護者による高齢者虐待への対応手順」

(2)　後見人等候補者の検討は慎重に

虐待のあるケース、殊に経済的虐待のあるケースでは、成年後見制度の利用に理解を示さない親族(経済的虐待を行っていた親族)が、財産が自由にならなくなったことをきっかけに、後見人等に執拗に迷惑行為を繰り返すことがあります。このような後見を個人で引き受けることには大きな負担や危険が伴いますので、法人を候補者とするなど後見人等候補者の選定に当たっては慎重を期さなければなりません。

法人後見には、意思決定に時間を要するなどデメリットもありますが、虐待のあるケースにおいては、法人として組織的に対応できることが最大のメリットとなって活きてくるでしょう。

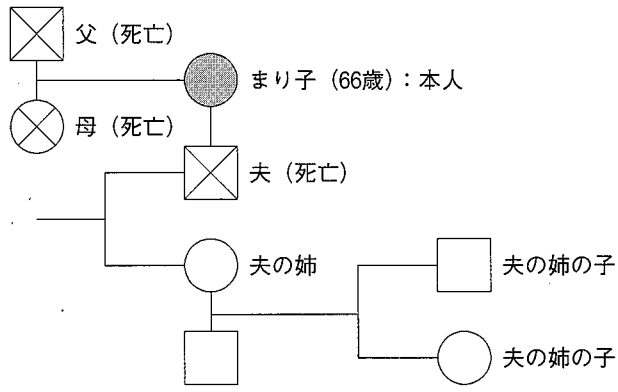
参照 ➡ 第１編　第１章　３4のコラム「法人後見を検討すべき場合は」
第２編　ケース５

ケース９　独り暮らしの女性が老後の備えを考える場合

◆事例の概要◆

夫亡き後、独り暮らしをしているまり子さんは、新聞や雑誌などで目にする「任意後見契約」が自分に必要なのではないかと考えて、司法書士事務所に相談に訪れた。子がなく、夫には５年前に先立たれている。兄弟はおらず両親は他界しているので、推定相続人はない。夫の姉の子らとの親交はあるものの、年老いていく自分のことで煩わせたくないと考えている。定年まで会社員として働いていて、今は厚生年金を受給している。

【本人の状況】

年齢・性別	66歳・女性
主たる障害	なし
生活状況	独り暮らし。地域活動や趣味を積極的に楽しんでいる。
資産状況	自宅マンション・定期預金や国債など約3,000万円
家族状況	

1　本ケースのポイント

まり子さんは、任意後見についてマスコミや書物で知識を得ています。周囲に任意後見契約の利用経験者がいるわけでもなく、任意後見の実態についてはほとんど情報を持っていません。まずは、任意後見の仕組みや、活用の実際について、時間を掛けて丁寧に説明する必要があります。表や図などを活用して視覚から理解できるとよいでしょう。その結果、まり子さん自身が任意後見を利用した場合のイメージを持てることが、この相談の第一目標です。

そして、まり子さん自身が、任意後見契約を利用するか否かについて決断することが何よりも重要であり、相談を受ける立場としてはその決断を見守ることが求められます。任意後見契約は、自己決定の尊重を実現できる最たる仕組みですから、その利用者は自己決定のできる人が適しています。決断が下されるまで、断続的な相談が繰り返されることも予想されますので、相談報酬の設定について初期段階で合意しておくことも重要です。

まり子さんは、まだ若く活発に活動しており、また社会経験も豊富で、心身共に健康な状態です。理解力に優れ合理的な判断をすることが可能と思われます。任意後見契約を検討するのに、最も適した時期に相談に訪れているといえるでしょう。できるだけ詳細かつ具体的な情報を提供し、まり子さんのより良き老後の人生設計に協力します。

2　相談を受ける際の注意点

このようなケースでは、相談者は、任意後見についての情報を求めると同時に、契約の受任者を探していることが多いものです。任意後見契約の本人と受任者の関係は長期にわたる可能性があり、また日常的なものとなるので、互いに好感を持ち信頼関係を築けることが必要です。したがって、相談者に対しては、簡単に受任者を決めてしまわ

ずに、複数の候補者の中から慎重に選択をするよう助言すべきでしょう。

また、相談を受ける側が受任者の候補となった場合には、相談者が任意後見契約を利用するか否か、及び誰を受任者とするか、相談者がじっくりと考えることができるように、決断を促すことは避けるべきでしょう。相談の端緒から契約に至るまで、短くとも半年、長ければ数年を掛ける事案もあります。概して、解除に至る任意後見契約は、短期で決断されたケースが多いと思われます。特に、本ケースではまり子さんはまだ60歳代であり健康面で問題はなく、契約を急ぐ必要はありません。万一、突然に成年後見を利用する必要が生じても、夫の姉の子が法定後見の申立人となることができます。何よりもまり子さんのペースで進めることが重視されるべきでしょう。

さらに受任者候補の立場として、自分自身が、まり子さんの任意後見受任者を誠実に果たすことができるのかを見極める必要があります。専門職が業務として引き受けるとはいえ、後見事務は人間同士の関わり合いの面も大きく、心からの信頼関係が結べない場合には委任者受任者共に疲弊することになりかねません。

3　考えられる対応

まり子さんの能動的な行動を待つことです。客観的に判断する限り任意後見契約の利用が望ましいとしても、まり子さん自身が任意後見契約に適していなくては、結果的には本人の利益にはなりません。決断が苦手なタイプの人は、任意後見契約を効果的に活用することは難しいと考えられます。

また、まり子さんが任意後見契約の利用を決意した場合には、他の専門職や専門職団体など、受任者候補を他にも探せるように情報を提供することも必要です。

4　契約締結までの注意点

相談者と受任者が契約に向けて進めることに合意したとしても、途中で少しでも迷いが見られる時には一旦立ち止まり、相談者に再考を勧めます。任意後見契約の自己決定を尊重する理念を鑑みれば、いつでも合意を撤回できるとするべきです。その間の相談者と受任者との関係は、継続的相談業務と捉えて相談報酬を受領するか、あるいは契約締結に着手したものとみなして着手金を受領するなど、その位置付けを明確にしてあらかじめ相談者に説明をする必要があります。

またこの間に、親交のある親族に任意後見契約の締結について説明をしておくよう助言します。このケースでは、亡き夫の姉やその子らです。状況によっては、受任者が同席して説明をすることも必要です。昨今、悪質な商法の犠牲となる高齢者が多いため、受任者が顔の見える存在であることは、周囲の関係者の安心にもつながります。こうした親族は、受任者が事務を行うようになって以降は、本人をよく知る関係者として相談を持ちかけることのできる貴重な存在となり得ます。

参照 ➡ 第1編　第4章　37～41